

佛朗西國歲出入ノ定額ノ
設立仕方
但シ五ツフ表ヲ
添ハ



114
A1657



佛蘭西國歲出入ノ定額ノ設立仕方

前言

元来國民ハ一ツノ会社ニ加入シタル者ト見做スヲ得ハ
 シ然ル處会社ニ加入スルト為サルハ人々
 ル故其会社ノ雜費ニ供用スル為メ要スル金高
 割前ヲ出スルモ人民^特ニ倚ルト雖モ國地ニ住居スル
 人民ハ必ス國民ノ組合加入為ルラ
 合即チ國家ノ雜費ヲ供用スル為メ要スル金高
 達スルニ國民各々割前ヲ出サバ得ス其割前ヲ
 云フハ即チ税ナリ税ノ付テ西洋各國ニ於テ

大正十一年四月
侯爵郵寄贈

大正十一年

114
A1657



佛蘭西國歲出入ノ定額ノ設立仕方

前言

元來國民ハ一ツノ会社ニ加入シタル者ト見做ヌヲ得ハ
シ然ル處会社ニ加入スルト為サルハ人民ノ特權ニ倚
ル故其会社ノ雜費ニ供用スル為メ要スル金高
割前ヲ出スルモ人民^{特權}ニ倚ルト雖モ國地ニ住居スル
人民ハ必ス國民ノ組合加入為ルヲ得スヨツテ其組
合即チ國家ノ雜費ヲ供用スル為メ要スル金高ヲ
達スルニ國民各々割前ヲ出サルヲ得ス其割前ヲ
云フハ即チ稅ナリ稅ノ付テ西洋各國ニ於テ

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

大正十一年

組合ニ加入為
得ス

トトアレハ
ヨロシキカ



佛蘭西國歲出入ノ定額ノ設立仕方

前言

元来國民ハ一ツノ会社ニ加入シタル者ト見做セラ得ヘ
 シ然ル處会社ニ加入スルト為サルハ人民ノ特權ニ倚
 ル故其会社ノ雜費ニ供用スル為メ要スル金高
 割前ヲ出スルモ人民^{特權}ニ倚ルト雖モ國地ニ住居スル
 人民ハ必ス國民ノ組合加入為ルヲ得スヨツテ其組
 合即チ國家ノ雜費ヲ供用スル為メ要スル金高ヲ
 達スルニ國民各々割前ヲ出サレテ得ス其割前ヲ
 云フハ即チ稅ナリ稅ノ付テ西洋各國ニ於テ

大正十一年四月
 大隈侯爵邸藏

大正十一年四月

トアレトハ文意
ヨロシキカ

組合ニ加入為ルヲ
得ス

認タムル原則ニツ之レ有リ即チ左ノ通り

第一 國地ニ住居スル國民ハ悉ク法律ノ保護

ヲ受クルニ因ツテ國民悉ク税ヲ

納メサルヲ得ズ

第二 税ヲ納ムル者ハ國民ナルニ

ハ其名代前以テ承諾シタ

ハ孰レノ税ヲ納ムベカラス

猶一々國ノ雜費ノ中年々常ニ必要ノ雜費之レ
有リ右ハ平常ノ雜費ト云フ又時勢ニ應ニ必
要ナル雜費之レ有リ右ハ臨時ノ雜費ト云フ

トナリ因ツテ各國ニ於テ歲出入定額モ兩分
ニ分チ即チ平常歲出入ノ定額ハ云コトナ
リ

佛朗西國歲出入ノ定額ノ設立仕才

右ニ自テ佛朗西ノ建國法ニ記シタル原則ハ左
ノ通り

佛朗西建國法ハ左ノ特權ヲ民選議院ニ委託

スルコトナリ

第一 國費ヲ定ムルコト

第二 租税ヲ設立シ其性質ト其納ムヘキ時

認タムル原則ニツ之レ有リ即チ左ノ通り

第一 國地ニ住居スル國民ハ悉ク法律ニ依

テ受クルニ因ツテ國民悉ク税ヲ

納メサルヲ得ズ

第二 税ヲ納ムル者ハ國民ナルニ因テ國民或

ハ其名代前以テ承諾シタル税ノ外

ハ孰レノ税ヲ納ムベカラス

猶一々國ノ雜費ノ中年々常ニ必要ノ雜費之レ

有リ右ハ平常ノ雜費ト云フ又時勢ニ應

要ナル雜費之レ有リ右ハ臨時ノ雜費ト云フ

トナリ因ツテ各國ニ於テ歲出入定額モ兩分
ニ分チ即チ平常歲出入ノ定額ハ云ハコトナ

佛朗西國歲出入ノ定額ノ設立仕才

右ニ自テ佛朗西ノ建國法ニ記シタル原則ハ左
ノ通り

佛朗西建國法ハ左ノ特權ヲ民選議院ニ委託

スルコトナリ

第一 國費ヲ定ムルコト

第二 租税ヲ設立シ其性質ト其納ムヘキ時

税ヲノ下

認タムル原則ニツ之レ有リ即チ左ノ通り

第一 國地ニ住居スル國民ハ悉ク法律ニ依

護ヲ受クルニ因ツテ國民悉ク税ヲ

納メサルヲ得ズ

第二 税ヲ納ムル者ハ國民ナルニ因テ國民或

ハ其名代前以テ承諾シタル税ノ外

ハ孰レノ税ヲ納ムベカラズ

猶一々國ノ雜費ノ中年々常ニ必要ノ雜費之レ

有リ右ハ平常ノ雜費ト云フ又時勢ニ應

要ナル雜費之レ有リ右ハ臨時ノ雜費ト云フ

トナリ因ツテ各國ニ於テ歲出入定額モ兩分

ニ分チ即チ平常歲出入ノ定額外云コトナ

リ

佛朗西國歲出入ノ定額ノ設立仕方

右ニ自テ佛朗西ノ建國法ニ記シタル原則ハ左

ノ通り

佛朗西建國法ハ左ノ特權ヲ民選議院ニ委托

スルトナリ

第一 國費ヲ定ムル

第二 租税ヲ設立シ其性質ト其納ムヘキ時

税ヲノ下モアル可ラン

間世納ムル方法トヲ決スル

第三 直税ノ額高各別ニ配当スルヲ國ノ歳

入ノ用方ヲ注意スルヲ及ヒ其用方ノ始

末ニ付テ届書ヲ已レニ出サシムル

租税ハ民選議院ニ於テ年々評

定メ其年末ニ至リ之ヲ裁決セザレハ納クベカラ

ス

右ノ建國法ノ原則ニ因ツテ佛朗西政府ハ孰レ

ノ借金ヲ為サントスル時ハ法律ノ体裁

レハ之ヲ為ス能ハス

但シ民選議院ノ立法ヲ設立スル權アリ

猶年々其

翌年ノ為メ歳出入ノ定額ヲ立ツルニ必ラス

法律ノ体裁ヲ用ユルヲナリ右ノ法律ノ表

題ハ左ノ通り

第一 何年 但シ明年 平常歳出入ノ定額ヲ決スル

法

第二 何年 但シ明年 臨時歳出入ノ定額ヲ決スル

法

但シ右ハ同一ニ布告書ノ合セル者ニシテ民選議
院各年ノ終リノ会席ニ於テ之ヲ議定スルコトナリ
猶民選議院ヨリ承認シタル歳出入ニ付テハ正

間世納ムル方法トヲ決スル

第三 直税ノ總高各別ニ配當スルヲ國ノ歲

入ノ用方ヲ注意スルヲ及ヒ其用方ノ始

末ニ付テ届書ヲ已レニ出サシムル

租税ハ民選議院ニ於テ年々評議シ上之ヲ

定メ其年末ニ至リ之ヲ裁決セザレハ納ムベカラ

ス

右ノ建國法ノ原則ニ因ツテ佛朗西政府ハ孰レ

ノ借金ヲ為サントスル時ハ法律ノ体裁ヲ用ニガ

レハ之ヲ為ス能ハス

但シ民選議院ノヨリ法律ヲ設立スル權アリ

猶年々其

時モトテ

シノ下タル可ナカ

翌年ノ為メ歲出入ノ定額ヲ立ツルニ必ラス

法律ノ体裁ヲ用ユルヲナリ右ノ法律ノ表

題ハ左ノ通り

第一 何年 但シ明年 平常歲出入ノ定額ヲ決スル

法

第二 何年 但シ明年 臨時歲出入ノ定額ヲ決スル

法

但シ右ハ同一ニ布告書ノ合セル者ニシテ民選議

院各年ノ終リノ会席ニ於テ之ヲ議定スルコトナリ

猶民選議院ヨリ承認シタル歲出入ニ自テハ正

議院

間其納ムル方法トヲ決スル

第三 直税ノ總高各別ニ配當スルコト國ノ歲

入ノ用方ヲ注意スルコト及ヒ其用方ノ始

末ニ付テ届書ヲ已レニ出サシムル

租税ハ民選議院ニ於テ年々評議シ上之ヲ

定メ其年末ニ至リ之ヲ裁決セザレハ納ムベカラ

ス

右ノ建國法ノ原則ニ因ツテ佛朗西政府ハ孰レ

ノ借金ヲ為サントスル時ハ法律ノ体裁ヲ用ニガ

レハ之ヲ為ス能ハス 但シ民選議院ノ立法ヲ設立スル權アリ 猶年々其

翌年ノ為メ歲出入ノ定額ヲ立ツルニ必ラス

法律ノ体裁ヲ用ユルコトナリ右ノ法律ノ表

題ハ左ノ通り

第一 何年 但シ明年 平常歲出入ノ定額ヲ決スル

法

第二 何年 但シ明年 臨時歲出入ノ定額ヲ決スル

法

但シ右ハ同一ノ布告書ノ合セル者ニシテ民選議院各年ノ終リノ会席ニ於テ之ヲ議定スルコトナリ 猶民選議院ヨリ奉送シタル歲出入ニ付テハ正

シノ下タルノニ字アルハ可シカ

時モトアルハ文意可シ

算ハ仙朗西國ノ算計總検査局ニ於テ諸卿及
ト都テ政府ノ金銀ヲ預カリタル官算ノ計算書
ヲ検査セシ上又法律ノ体裁ヲ用ヒ民選議院ニ於
テ之レヲ許可スヘキナリ右ノ法律ハ正算法ト云フナ
リ但シ右ノ法律ニ於テ民選議院
タル歳出入高ト及ヒ實際ノ歳入歳出高ト比較シ
旧トノ推量ノ外入費ノ増減ノ実否ヲ正シ共供用
スル仕方ヲ定ムルナリ
歳入ノ定額表ノ草案ヲ作クル者ハ大蔵卿
右ノ為メ年々各省ノ卿ニ於テ明年ノ為メ該省

ノ費額ヲ計リ即チ既ニ前年民選議院ヨリ其省
ノ為メ兼諾シタル費額ニ基ツキ其去年ノ為メ
増減スルノ所以ヲ計リ以テ之レヲ為スコトナ
リ
各省ノ費額ノ表ハ左ノ通り為スコナリ省ノ本
局ノ官員ト各財ト各寮ト各局ト委細ニ第一ノ線
内ニ記載シ右各々此々条ニ付テ前年許シタル費
高第二ノ線内ニ記シ第三ノ線内ニ已レノ權量ニ
於テハ其ノ各々ケ条ニ付テ必要スル費高ヲ記
入ニ第四ノ線内ニ兩年ノ費額ノ間増シタル

算ハ仙朗西國ノ算計総検査局ニ於テ諸卿及
ト都テ政府ノ金銀ヲ預カリタル官員ノ計算書
ヲ検査トシ上又法律ノ体裁ヲ用ヒ民選議院ニ於
テ之レヲ許可スヘキコナリ右ノ法律ハ正算法ト云コナ
リ但シ右ノ法律ニ於テ民選議院已レノ和ト定議シ
タル歳出入高ト及ヒ實際ノ歳入歳出高ト比較シ
旧トノ推量ノ外入費ノ増減ノ実否ヲ正シ共供用
スル仕方ヲ定ムルコナリ
歳入ノ定額表ノ草案ヲ作クル者ハ大蔵卿
右ノ為メ年々各省ノ卿ニ於テ明年ノ為メ該省

ノ費額ヲ計リ即チ既ニ前年民選議院ヨリ共省
ノ為メ兼諾シタル費額ニ基ツキ共去年ノ為メ
増減スルノ所以ヲ計リ以テ之レヲ為スコトナ
リ
各省ノ費額ノ表ハ左ノ通り為スコナリ省ノ本
局ノ官員ト共財ト各寮ト各局ト委細ニ第一ノ線
内ニ記載シ右各々此々条ニ付テ前年許シタル費
高第二ノ線内ニ記シ第三ノ線内ニ已レノ權^推量ニ
於テハ志ノ各々ケ条ニ付テ必要スル費高ヲ記
入ニ第四ノ線内ニ兩年ノ費額ノ間増シタル

算ハ仙朗西國ノ算計総検査局ニ於テ諸卿及
ト都テ政府ノ金銀ヲ預カリタル官吏ノ計算書
ヲ検査セシ上又法律ノ体裁ヲ用ヒ民選議院ニ於
テ之レヲ許可スヘキコトナリ右ノ法律ハ正算法ト云コトナ
リ但シ右ノ法律ニ於テ民選議院已レノ和ト定議シ
タル歳出入高ト及ヒ實際ノ歳入歳出高ト比較シ
旧トノ推量ノ外入費ノ増減ノ実否ヲ正シ共供用
スル仕方ヲ定ムルコトナリ
歳入ノ定額表ノ草案ヲ作クル者ハ大蔵卿
右ノ為メ年々各省ノ卿ニ於テ明年ノ為メ該省

モノ子割ルモノ可ナリ

ノ費額ヲ計リ即チ既ニ前年民選議院ヨリ共省
ノ為メ兼諾シタル費額ニ基ツキ共去年ノ為メ之ヲ
増減スルノ所以ヲ計リ以テ之レヲ為スコトナ
リ
各省ノ費額ノ表ハ左ノ通り為スコトナリ省ノ本
局ノ官員ト器財ト各寮ト各局ト委細ニ第一ノ線
内ニ記載シ右各々此々条ニ付テ前年許シタル費
高第二ノ線内ニ記シ第三ノ線内ニ已レノ權^推量ニ
於テハ志ノ各々ケ条ニ付テ必要スル費高ヲ記
入ニ第四ノ線内ニ兩年ノ費額ノ間増シタル

大蔵省

費高ヲ記シ第五ノ線内ニ高年ノ間ノ減シタル
 高ヲ記入スルナリ第六ノ線内ニ増シ高來ニ減
 高ヲ數字ノ向フニ其加減ノ原由ヲ記ス可シ
 各卿ハ左ノ通り制作シタル表ヲ大藏卿ハ差出
 ホナリ大藏卿ハ各表ヲ検査シテ其改正セン
 トスルヲ有レハ各卿ト談判スルヲ以テ之レヲ為
 スナリ又上大藏卿ハ其國家ノ總體ノ歲出
 入ノ定額草案ヲ設立スルヲナリ右ハ左ノ通
 リ四章ニ分ツナリ

第一章

歲出入額法律ノ議案及ヒ其基ツキタル諸表
 一國ノ經濟ニ付テ大藏卿ヨリ皇帝ニ呈スル爲
 書但シ定額音ノ原由ヲ陳述スルナリ

- 第一 國債及ヒ總額
- 第二 各省ノ費用
- 第三 租稅ノ收納スル雜費
出益スルノ雜費
- 第四 錯納ノ返却ト收納スル雜費

此表ハ大藏卿ヨリ皇帝ニ呈スル爲書ニ屬スルモノナリ

費高ヲ記シ第五ノ線内ニ兩年ノ間ノ減シタル
 高ヲ記入スルナリ第六ノ線内ニ増シ高來ニ減
 高ヲ數字ノ向フニ其加減ノ原由ヲ記ス可シ
 各卿ハ左ノ通り制作シタル表ヲ大藏卿ハ差出
 スナリ大藏卿ハ各表ヲ検査シテ其改正セン
 トスルヲ有レハ其卿ト談判スルヲ以テ之レヲ為
 スナリ其上大藏卿ハ其國家ノ總體ノ歲出
 入ノ定額草案ヲ設立スルヲナリ右ハ左ノ通
 リ四章ニ分ツナリ

第一章

歲出入額法律、議案及ヒ其基ツキタル諸表
 一國ノ經濟ニ付テ大藏卿ヨリ皇帝ニ呈スル屆
 書但シ定額音ノ原由ヲ陳述スルナリ
 A. 表但シ歲出定額表右左ノ四分ニ分ツナリ

- 第一 國債及ヒ総祿
- 第二 各省ノ費用
- 第三 租稅ノ收納スル雜費並ニ國有財產
出益スルノ雜費
- 第四 錯納ノ返却ト收納スル能ハサル稅高

租稅
 アルハ可

費高ヲ記シ第五ノ線内ニ高年ノ間ノ減シタル
 高ヲ記入スルナリ第六ノ線内ニ増シ高來ハ減
 シ高ヲ數字ノ向フニ其加減ノ原由ヲ記ス可シ
 各卿ハ左ノ通り制作シタル表ヲ大藏卿ハ差出
 スナリ大藏卿ハ各表ヲ検査シテ其改正セン
 トスルコト有レハ其卿ト談判スルヲ以テ之レヲ為
 スコナリ其上大藏卿ハ其國家ノ總體ノ歲出
 入ノ定額草案ヲ設立スルコトナリ右ハ左ノ通
 リ四章ニ分ツコトナリ

第一章

歲出入額法律ノ議案及ヒ其基ツキテ諸表
 一 國ノ經濟ニ付テ大藏卿ヨリ 皇帝ニ呈スル爲
 書 但シ定額書ノ原由ヲ
陳述スルコトナリ

- A. 表但シ歲出定額表右左ノ四分ニ分ツコトナリ
- 第一 國債及ヒ総繰
 - 第二 各省ノ費用
 - 第三 租税ノ收納スル雜費並ニ國有財産
出益スルコトノ雜費
 - 第四 錯納ノ返却ト收納スル能ハサル税高

租税ヲ收納スルコト
 アルハ可クナリ

物品輸出ノ賞金トシテ人民ニ授ケル金高

一右四分ノ畧記但シ第一号ヲ見合せ

Bノ表納ムベキ直税ノ本金及増シセンハ表右ハ左ノ通りニツノ分ニ分カツ

第一國費ノ為ノ要スル金高

第二格段ニ要スル金高



一其右ノ二分ノ畧記

Cノ表但シ地税ト人税及ヒ家税窓戸税全金高ヲ充備スルニ各州ヨリ差出スベキ分ノ決定表

Dノ表但シ當時ノ法律ニ從ヒ納ムルヲ得ベキ雜税及ヒ諸入金

右ハ即チ印税紙質入ノ税狩リノ免評税礦山税堀河修繕ノ税海關税等ト云フ

トナリ

Eノ表雜費ニ供用スル法方ノ表但シ右ハ直税

記録税印税ト國有地領ノ歲入海關稅及塩
稅總ニテ不直稅郵便ノ出益傳信機自注ル
ノ出益及ヒ他ノ色々ノ入金ヲ記スル
ニ供用スル仕方ヲ顯シテナリ

Fノ表即チ格段ノ出入ノ表但シ右ハ諸省外ノ
支配ノ出入ト去テ「」ナリ即チ官板局「レ」ジヨ
ント「ル」ノ會社ト領事「官」ト造幣寮ト海軍
ノ「ケ」ステ「カン」バ「リ」ト但シ老兵
補助本金制作術中央学
校トノ出入ヲ顯ス「」ナリ

第二章

総体ノ證書類

第一 何歳ノ出入定額ニ付テノ説明書

第二 前年ト本年トノ出入ノ比較表右ハ左
ノ通り四表ヲ包含スル「」ナリ

一 平常ノ出入定額但シ各卿ヨリ顯ヒ入レタ
ル定額ノ表ト去「」ナリ

一 格段ノ入金ヲ以テ供用スル歳費ノ定額

一 臨時歳出入定額

一 「ケ」ハ「ガ」モ「ル」チ「ス」マ「ン」但シ國債償却ノ本
金ノ出入定額

記録税印税ト國有地領ノ歳入海關稅及鹽
稅總ニテ不直稅郵便ノ出益傳信機自來水
ノ出益及ヒ他ノ色々ノ入金ヲ記スルヲ以テ歳費
ニ供用スル仕方ヲ顯シテ了ナリ

Fノ表即チ格段ノ出入ノ表但シ右ハ諸省外ノ
支配ノ出入ト去テ了ナリ即チ官極局「レジヨ
ントノル」ノ會社ト領事「官」ト造幣寮ト海軍
ノ「ケステサンバ」ト但シ老兵
補助本金制作術中央学
校トノ出入ヲ顯ス了ナリ

第二章

総体ノ證書類

- 第一 何歳ノ出入定額ニ付テノ説明書
- 第二 前年ト本年トノ出入ノ比較表右ハ左
ノ通り四表ヲ包含スル了ナリ
- 一 平常ノ出入定額但シ各卿ヨリ顯ヒ入レタ
ル定額ノ表ト去テ了ナリ
- 一 格段ノ入金ヲ以テ供用スル歳費ノ定額
- 一 臨時歳出入定額
- 一 「ケ」ハ「ゲ」ニ付テ了ナリ但シ國債償却ノ本
金ノ出入定額

ウリノ字

記録税印税ト國有地領ノ歳入海關税及塩
税總へ不直税郵便ノ出益傳信機自生
ノ出益及他ノ色々ノ入金ヲ記スルヲ以テ歳費
ニ供用スル仕方ヲ顯スルナリ

Fノ表即チ格段ノ出入ノ表但シ右ハ諸省外ノ
支配ノ出入ト云フナリ即チ官板局「レジヨ
ントノル」會社ト領事「官」造幣寮「海軍
ノカステサンバ」但シ老兵
補助本金制作術中央学
校トノ出入ヲ顯スルナリ

第二章

総体ノ證書類

第一 何歳ノ出入定額ニ付テノ説明書

第二 前年ト本年トノ出入ノ比較表右ハ左
ノ通り四表ヲ包含スルナリ

一 平常ノ出入定額但シ各卿ヨリ顯ヒ入レタ
ル定額ノ表ト云フナリ

一 格段ノ入金ヲ以テ供用スル歳費ノ定額

一 臨時歳出入定額

一 ケー「ハダモルキスマ」但シ國債償却ノ本
金ノ出入定額

シ「ワ」字削ル可シ

一 諸省外ノ支配ノ出入定額

第三兩年ノ定額ノ間ノ増減ヲ顯ハス表石

ハニツニ分ツ即チ平常ノ出入定額

臨時出入定額ト云フナリ

第四本年二月一日ニ至リ不定國債ノ表石

ニツニ分ツ即チ利息ヲ生スベキ國債利

息無キ國債ト云フナリ

第五本年二月一日ニ至リ國幣ノ不足金ノ

表但シ右ハ其前ノ年々ノ出入正算ニ

ヨリテ顯シタル不足金ヲ委細ニ記シ且

此ノ不足金ハ債ヲ為メ國幣ヨリ

為シタル處置ヲ顯ハスナリ

才六 國幣ノ本局ト及ヒ出張局トノ

間ノ出入ノ計算

才三章

歳入ノ定額表右ハ九ノ通り分ツナリ

才一 說解表

才二 本年ノ歳入ノ畧表

才三 本年ノ為メ推量スル歳入ノ件

ヲ其歳入ノ性質ニ因ワテ及ビ其

收納ノ仕方ニヨリテ歳入表

第四 六年ト前年ノ歳入定額ト比較表

第四章

各省ノ格段ノ歳出ノ定額表右ハ九ノ
順序ニ記スルヲナリ

司法省

外務省

内務省

大藏省

陸軍及ヒ海軍ノ省

海軍及ヒ偏國省

文部美術省

農作及ヒ貿易省

工部省

猶右各省ノ歳費定額ノ表ノ見本トシテ
司法省ノ歳費定額表之ニ添ヘルヲナリ
但シ第二号ヲ見合セ右ハ同省ノ雑件ノ雑費
ノ畧表ニテ猶各省ヨリ己レノ所要ノ悉ク
細表ヲ添ヘルヲナリ 司法省ヨリ左
出スル表ハ九ノ通りナリ

第一編 本局官負

第二編 本局器財

第三編 國議院官負

第四編 國議院器財

第五編 覆審院

第六編 控訴裁判所

第七編 重罪裁判所

第八編 初告裁判所

第九編 貿易裁判所

第十編 警察裁判所

第十一編 治安裁判所

第十二編 可ルセリヤ屬國ノ諸裁判所

第十三編 刑事雜費

猶右ノ第一編第二編及ヒ第六編、見本左ニ

書キ添ヘタリ 但シ第三第四及ヒ第五号ヲ見合スベシ

右ノ佛朗西ノ總體ノ歳出入ノ草案ヲ作りシ上
 大藏卿之ヲ國議院ノ財務課へ差出スフナリ財務
 課之ヲ検査シ歳案ヲ作りナリ之後國議院ノ
 總會議ニ之ヲ評議シ其改正スベキ點アルハ大藏
 卿ト相談ノ上之ヲ為シ猶歳案ノ文式ヲ定メレ上
 主議案ヲ皇帝へ呈スルナリ皇帝之ヲ承諾セ
 上民選議院へ主議案ヲ送シ其院ノ議モ民
 選議院ノ議莫ク中議院ヨリ選舉シタル審員
 へ之ヲ調ラ為ナシルナリ但し右審員中シテ
 シヨクニユビユセト云ヒ即チ歳出入書類ノ審員

ト云フナリ其ノ委欠ハ之ヲ委細取調ベシ上之レニ
任ラ初書ヲ傳ケリ且議モ之ヲ呈スルナリ議モ
其ノ評議ノ為メ日限ヲ定ムル為メ議欠ニ投票ナ
ルヲサシメ主日限ニ至リ其ノ委欠ニ任シタルヲホルト
ル^{但し初}委員ノ初書ヲ讀ムナリ其ノ評議ノ為メ日限ヲ定ムル
都ラ法律ノ定議ニ任テ其ノ手續キト異ナ
ルナリ

其文ニ記シタル如ク省有ノ歳費ノ定額表ニハ右ニ
其細ノ簡條ヲ記シタルト名ニ議欠省ニ簡條ニ付
ラ投票ナラサズ唯メ^所ノ歳費定額表ノ内ニ

記シタル各編^記投票ヲ為スナリ譬
ハハ司法省ノ定額ノ内始メ、本局官
員^ノ費額ニ付テ投票ヲ為シ次ニ本局ノ
器財ニ付テ投票ヲ為シ其後漸次ニ各
編宛ノ投票ヲ為スベシ即チ民選議院
ハ各編宛ノミ費額ヲ兼諾スルナリ猶
民選議院ヨリ各編ノ為メ兼諾シタル
費額各々簡條ニ配當スルナリハ各卿ヨ
リ已レノ省ダケ其配當ノ草案ヲ作ナリ
國議院ハ評議ノ上皇帝ヨリ為シタル布告

ヲ以テ之ヲ定ムルナリ右ノ配當ヲ定メ
 シ上各卿ニ於テ少シモ之レニ違北月スル
 能ハス縦令一箇條ノ為メ定メタル費額
 ハ餘リテ他ノ箇條ノ為メ定メタル費額
 不足ナル時ハ其費額ノ操リ替エハ卿自
 カラ之ヲ為ス能ハス其節其操リ替エ
 ノ願ヒラ大藏卿へ達シ大藏卿夫レニ付
 テ皇帝へ届書ヲ出シ皇帝之ヲ國議院
 ラシテ定議セシメシ後ナ布令ヲ以テ許ス
 ナリ但シ當今共和政治ニナリシ以來費

額ノ操リ替エノ為メ及監議院ニ定議シタル
 法律ノ休裁ヲ用ニルナリ

一歳出入定額ノ法律ニ相量為サバト米氏右
 要ナル雜費之レ有ル時ハ年々出入定額ノ為メ
 用ユル年續キニ從テ議案ヲ作りシ上及監議
 院ニ可否ヲ定議スルナリ及監議院之レヲ
 承諾スルニ於テハ其許シタル費額ハ臨時費
 額ト云フナリ

一ナリノ雜費歳出入定額ノ法ニ相量ニタルト
 米氏主張シタル費額不足ナル時ハ右ノ操

ノ手續キヲ用ユルヲナリテ即 臣 選 議 院 事
 再 許 シタル 費 額 ハ 増 加 費 額 ト 云 フ 可 ナリ
 抑 々 仙 朗 西 國 三 於 一 歳 入 定 額 シ 決 スルニ 始
 ナル 若 卿 ニ 已 ノ 各 案 ノ 難 費 表 シ 七 記 セ ン メ 義
 卿 之 ヲ 集 メ 去 年 ノ 歳 入 ノ 定 額 一 亦 年 ノ 歳
 入 ノ 定 額 ト シ 比 較 スル ヲ 以 テ 幸 年 納 ム 租
 稅 ノ 總 高 ヲ 計 ル 一 十 一
 國 臣 各 代 郎 千 臣 選 議 院 歳 入 定 額 一 定
 シ 上 一 戶 一 納 レ ノ 國 臣 七 租 稅 一 納 ム ル 一 肯
 セ サ ル フ 一 能 ハ 不 一 亦 納 レ ノ 官 負 一 七 一 歳 出

入 定 額 ノ 法 ニ 背 キ 不 考 ノ 稅 一 納 ム 不 免 許 ノ
 費 ヲ 為 シ 或 ハ 一 ヶ 案 ノ 為 ノ 許 シ タル 費 額 他
 ノ 一 ヶ 案 ニ 用 ヲ べ カ ラ ス 夫 レ ノ ミ 十 一 一 又 若 年
 ノ 為 ノ 許 シ タル 歳 入 定 額 一 施 リ ハ 算 并
 一 亦 後 換 算 為 ノ 檢 査 一 受 ケ シ 上 又 之 ヲ 國 臣
 ノ 各 代 一 檢 査 セ シ ム ル ニ ヲ ツ ニ 一 仙 朗 西 國 三 者
 此 用 ヲ ル 歳 入 定 額 一 任 方 最 一 公 平 日 取 一
 適 考 ナ ル 任 方 ト ス 去 年 中 三 廿 一 那 破
 ハ 節 令 一 以 一 雜 費 一 六 切 ナ ル 根 原 一 一 否 一 候
 セ シ 一 十 一 一 左 一 日 一 一

ノ手續キヲ用ユルヲナリト即 臣 選 議 院 事
 再 許 シタル 費 額 ハ 増 加 費 額 ト 云 フ 可 ナリ
 抑 エ 仏 蘭 西 國 三 於 テ 歳 入 定 額 シ 決 スルニ 始
 ナル 若 卿 ニ 已 ノ 各 案 ノ 難 費 表 シ 七 記 セ シ メ 義
 卿 之 ヲ 集 メ 去 年 ノ 歳 入 ノ 定 額 亦 年 ノ 歳
 入 ノ 定 額 ト シ 比 較 スル ヲ 以 テ 去 年 納 ム 租
 税 ノ 總 高 ヲ 計 ル 可 ナリ
 國 臣 各 代 郎 千 臣 選 議 院 歳 入 定 額 定 定
 シ 上 一 戶 一 納 レ ノ 國 臣 七 租 税 納 ム ル 可 ナリ 肯
 ヤ サ ル フ ラ 能 ハ ズ 一 戶 一 納 レ ノ 官 負 ニ 七 三 歳 出

入 定 額 ノ 法 ニ 背 キ 不 当 ノ 税 納 ム 不 免 許 ノ
 費 ヲ 為 シ 或 ハ 一 ヶ 案 ノ 為 ノ 許 シタル 費 額 他
 ノ 々 案 ニ 用 ヲ ベ カ ラ ス 夫 レ ノ ミ ナラ ス 又 去 年
 ノ 為 ノ 許 シタル 歳 入 定 額 ノ 施 リ ハ 算 并
 行 後 換 算 為 ノ 檢 査 ヲ 受 ケ シ 上 又 之 ヲ 國 臣
 ノ 各 代 二 檢 査 セ シ ム ル ニ ヲ ヲ シ 仏 蘭 西 國 三 者
 此 用 ヲ ル 歳 入 定 額 任 方 最 モ 去 年 日 最 又
 通 考 ナル 任 方 外 ス 去 年 中 三 世 ノ 那 破 備
 ハ 節 令 ヲ 以 テ 雜 費 ノ 大 切 ナル 根 原 ヲ 節 減
 セ シ ヲ ナリ 故 ハ 左 ニ 曰 ク

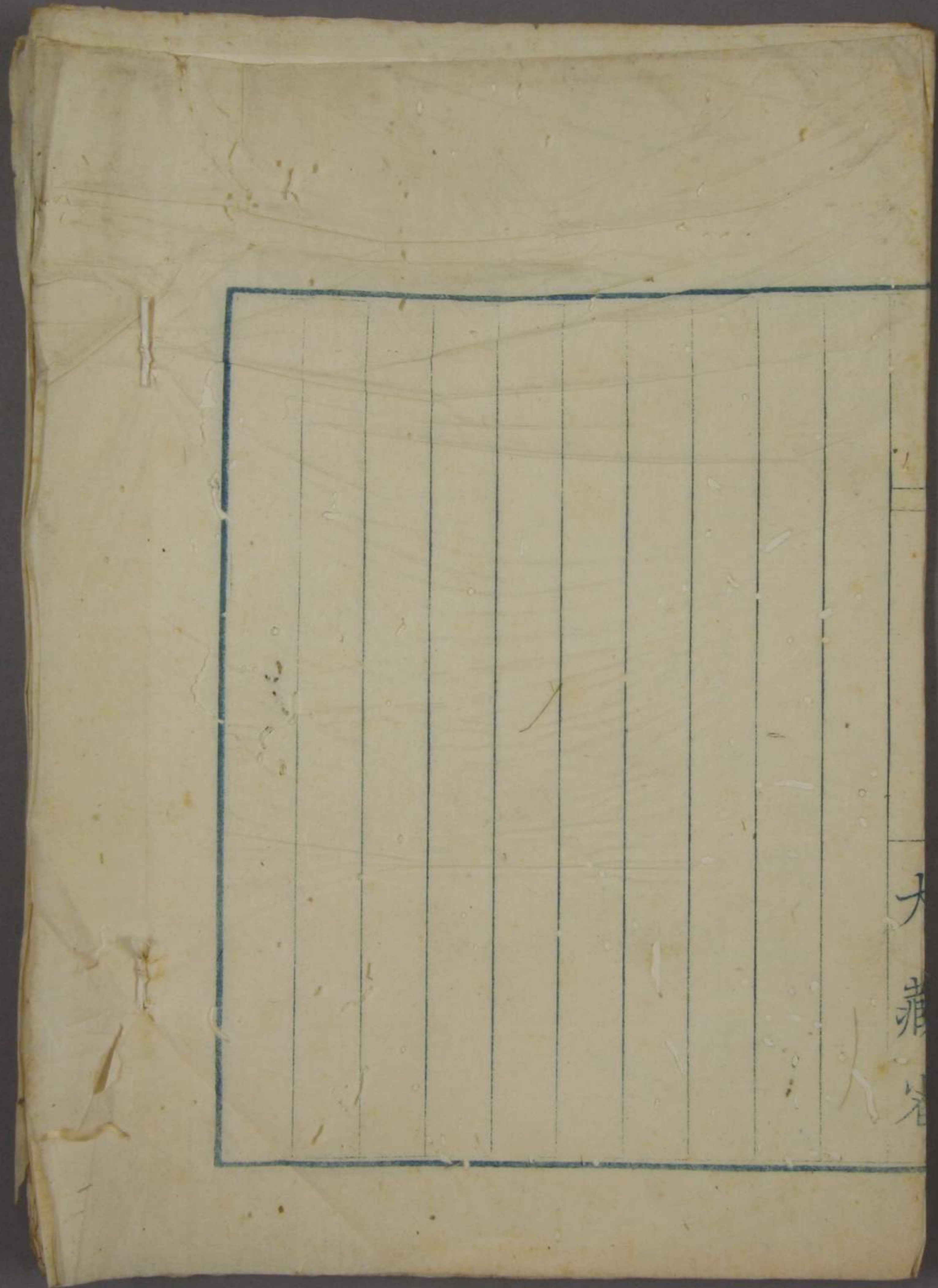
出 發 誤 作

ノ手續キヲ用ユルヲナリト即臣選議院ヨリ
 再許シタル費額ハ増加費額ト云フ可ナリ
 抑モ仏蘭西國ニ於テ歳入定額ヲ決スルニ始
 ナハ各卿ニ己ノ各案ノ雜費表ヲセ記セシメ其
 卿之ヲ集メ去年ノ歳入ノ定額ト本年ノ歳
 入ノ定額トヲ比較スルヲ以テ本年納ムべき租
 税ノ總高ヲ計ルナリ
 國民各代局キ臣選議院歳入定額ヲ定メ
 シ上ノ一ノ孰レノ國民モ租税ヲ納ムルナリ肯
 ヤサルヲヲ能ハズ一カハ孰レノ官員ニモ歳出

入定額ノ法ニ背キ不当ノ税ヲ納ム不允
 費ヲ為シ或ハ一ヶ年ノ為メ許シタル費額他
 ノヶ年ニ用ユベカラス夫レノミナラス又去年
 ノ為メ許シタル歳入定額ノ施行ハ算并
 算後検査局ノ検査ヲ受ケシ上又之ヲ國民
 ノ各代ニ検査セシムルニヨリ仏蘭西國ニ當
 此用ユル歳入定額ノ任方最モ公平日取モ
 適当ナル任方外ス去年ナリ三世ノ那破倫
 ハ部令ヲ以テ雜費ノ大ナル根原ヲ示シ
 セシナリ故ハ左ニ曰ク

備譯作命

以後歳出ノ定額ヲ増スラ得ベキ孰レノ公業
或ハ孰レノ所分ラ取リ決定ニ進ムントスル
毎ニ其子案ニ取テ其ノ存意ト詮下
トヲ記セシメガンハ得ズ



大
卷